

第十九回国会
衆議院

地方行政委員会
議事録 第五十五号

昭和二十九年五月六日(木曜日)

午後四時四十一分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤田 弘吉君 理事吉田 重延君

理事鈴木 幹雄君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

尾関 義一君 熊谷 憲一君

西村 直己君 床次 徳二君

藤田 義光君 阿部 五郎君

石村 英雄君 伊瀬幸太郎君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

中井徳次郎君 松永 東君

出席國務大臣

國務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 谷口 寛君

國家地方警 柴田 達夫君

國家地方警 中川 董治君

國家地方警 山口 喜雄君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日の会議に付した事件
警察法案(内閣提出第三二号)
警察法の施行に伴う関係法令の整理
に関する法律案(内閣提出第三二号)

○中井委員長 これより地方行政委員会
を開会いたします。

警察法案及び警察法の施行に伴う関
係法令の整理に関する法律案の両案を
一括して議題として質疑を行います。
両案に対する質疑は、本日は第三章警
察庁に関する事項について質疑をお進
め願います。

○西村(力)委員 私は今日の委員会
は、この通りの状態でありまして、
審議に入ることをやめてただちに散会
したいのです。さようなことを提案
したのでございます。とにかくわれ
われの委員会としては警察の組織法だ
というところはありますけれども、
警察の動きというものは、直接われ
われ国民全体に関係のあることであり、
また警察國家の痛手というものはわれ
われは身にしみて感じておる。そうい
う点から、この法案に対する審議は、
ほんとうに慎重に、きわむべきところ
は徹底的にきわめて、聞くべき意見は
十分に聞いて、そうしてやろうとして
おつたのでございまして、本日先は
ど委員長のお取扱ひによつて、合同審
査は打切りになつたという一方的な宣
言、まことに不満にたえない。われ
われの委員会としては、理事会では合同審
査は二日間をかける、これは当初から
決定せられておるところでございまし
て、しかも本日は一人三十分ずつとい
うぐあいにお互いの円満なる話合いが
ついてこつたのであつたのでございま
するが、法務委員会としては、あつせん
収賄罪というよう重要な法案をかかえ

ておる今日、やむを得ず委員会の懇談
会を持つておるようなところでござい
ます。また委員会の審議としまし
ても、一応こちらに時間の空白ができ
たならば出席願えないかと連絡するの
が委員長として当然のことだと私は思
う。それもやらずに、一方的な宣言を
するということには、不満というよりも、
今後の委員会の運営について実に重大
なものがあると私は考えておるのでご
ざいます。こういうごときを申し上げ
てもどうもなりません。第一委員長
は、私が地方自治法の改正案の提出と
いうものは警察法の審議にどういう関
係を持つか、これはぜひ提出されなけ
れば警察法の審議には入れない、こ
ういふふうに言つて委員長の見解をた
だした場合に、研究するこつたぐあい
に言つておる。研究は必要だから、そ
れは研究することが第一として、その
間私は待つておつたのでございま
す。が、今もつてその回答もなく、政府側
においては地方自治法の改正案をこの
際日目の目を見せずに自治体警察の名
をかぶつて、そうしてわれわれ議會と
国民の前を素通りしよう、ごまかして行
こうと考える、こういうこともはつき
りとした見解を持たない委員長に対し
て私は実に不満である、こう申さざる
を得ない。まあいふ／＼ありますが、
戦前からしつかりした正義感に立つ
て、国会の大先輩である委員長のた
めに、本日の処置は実に惜しめても余
りある、まことに遺憾しごくに思いま
す。とにかく本日は吉田政府が最後の

あがきをすべく会期延長を策しておる
という本会議もございまして、また
委員もこの通りほんとうに三々五々、
会議は成立しない状態でありまして
で、これをもつてただちに散会されん
ことを提案いたします。

○散会異議ありと呼ぶ者あり

○加藤(精)委員 議事進行。ただいま
西村理事より御意見の発表があり
ましたが、本日の委員会の取進めにつ
きましては万遺憾ない処置がとられて
あるものであります。法務委員会及び人
事委員会との連合審査は、各委員長が
日どりを決定されたのであります。な
お地方行政委員会におきましては、こ
の連合審査を受ける条件といたしま
して、合同審査会は一日ということに
決定しておるのであります。しこうし
て本日、いかなる理由があるにしろ、
人事委員会側からは最後にお残りにな
られました委員さんに対して、賈
問をしてくださる委員さんを連れて来
てくれるように進行係の理事よりお願
いいたしましたところが、棄権と認め
てもよいという御承諾を得ておるので
あります。

次に法務委員会の方におかれまして
は、本日は法務委員会の議事進行中
であるからという御意見がありました
が、それに対して、進行係の理事よ
り、理事会地方行政委員会におきま
して一日の連合審査の日をきめたこと、
及び各常任委員長三人の合議によつて
日取りを決定したことでありま
す。この審査会の延長はできないこと

をる申し上げてあるものであります
が、それにもかからず御出席がない
のであります。その点も手続にお
いて欠くるところがないのでありま
す。

さうなる趣旨でございますから、
すでに連合審査会の閉会を宣告されま
して、目下急を要する警察法の逐条審
議にお入りになることは適当と認めま
すので、引き続き審議を続行せられん
ことを希望いたします。

○佐藤(親)委員 ただいま加藤理事か
ら進行についての動議がありました。
これはまことに適当な動議と存じま
すので、賛成の意を表します。

○門司委員 いさ／＼の点があります
が、私が委員長にたざしたいのは、連
合審査をやるといふことになつてお
つて、そして、きよう一日ならば一日で
いいのであるが、法務委員会はきよう
民事訴訟法の改正についての小委員会
を開いておることは委員長御承知だと
思う。従つて両方の委員会が同時に
開かれぬというこゝも当然である。
こゝういふ処置を委員長は一体どうし
てられたかといふこと、同時に、法務
委員会の委員長との間にはどういふ話
合ひになつておつたか、その点をこの
際つまびらかにしておいていただきた
い。

○中井委員長 西村君並びに門司君の
御発言に対してお答えをいたします。
法務委員会と本委員会との連合審査に
つきましては、三月三日に本委員会に
おいてこれをなす旨の決定をいたしました

のであります。その後いろいろの問題等がございまして延び／＼になつて参りましたところ、今月の初め一日より五日まで数日間わたる日曜、祭日があるというやうな問題からして、本審査会開催の日をどうするかというところにつき皆さんと御相談をいたしました結果、先月の三十日の委員会におきまして、本委員会と法務委員会との連合審査を五月六日、すなわち本日これを開くべきことを御決定になつたのであります。この旨は、当時そのままだに法務委員長にも通告をいたしました。かつその日をきめるについては、前もつて法務委員長との間の打合せも済ませて、その了承を得てこれを決定いたしました次第でございます。

私思いまするのに、同じ日に別々の委員会が開かれる場合、そのいづれかに出席をいたしましたならば、残りの委員に出席することあたはざる事情も当然のことです。しかしこの連合審査会については、ただいま申し上げましたように、数日前にこれを決定して、しかもこれをきめるに先だつて法務委員長との間にも了解を得ておるのでありますのみならず、法務委員会を本日開かれますことは、ただ法務委員会一委員会としての御開会でありまして、格別の事情なき限りはこれを延ばされることも、また同じ日の時間を繰下げられることもきわめて易々たるものではないかと思ひます。本審査会は連合の委員会でありまして、一委員会にあらずして二つ以上の委員会、しかも本日は人事委員会と三委員会共同しての審査会なんでありまして、この審査会を延ばしたる、もしくはこれを延刻いたしますと

と等は、法務委員会一委員会のなされ方よりは、よほどむづかしいものがあると思ひます。かような場合におきまして、どちらが譲るべきかというところを思ひますならば、私は法務委員会の方からこちらへお譲りになるのが当然かと思ひます。

そういう意味におきまして、先ほど来人事委員会の各委員にもお願いをして、だん／＼御質疑をさせていただきまして、本来法務委員の方々の御質疑の通告は、人事委員会の方々よりも多数であつたのでありますから、まず法務委員会に敬意を表するの意味において、法務委員会の方々の質疑を先にいたして参りましたこと御承知の通りであります。

しかるに午後になりまして、法務委員会の方からは御出席をなさらぬというのであります。それゆゑに、やむを得ず人事委員会の皆さんにお願いをして、繰上げてその御質疑を進めていただいたわけでありまして、かようにいたしましたゆゑは、その間に法務委員会における質疑応答もしくは何らかの決定等もなされて、済まされたらこちらにおいてを願うという、法務委員の委員の諸君に質疑の機会をお与えするといふ意味において、大いに勉強いたしましたつもりであります。しかもこの間、本委員長より法務委員長に對し、また本委員会の加藤理事から法務委員長に對し、たび／＼この趣旨のことも連絡をいたしておりました。それにもかかわらず法務委員会の委員の諸君は御出席にならぬのであります。それから、本委員長といたしましては、いかんともいたすべしでございます。いかに。私の責任は、すなわちこの意味に

おいて格別問われるべきものはないと信じておるのであります。

○門司委員 委員長は、今委員長自身にはまことに御都合のいい御発言をなさつたやうであります。本日の委員会は午前十時半に招集を受けております。委員長はいつにおいでになりましたか。当局はいつここに來たか。われわれ委員は定刻にここに來ておるはずである。法務委員の諸君はここに來ておつたはずだ。もし定刻に開かれておつたならば、私は、法務委員会の諸君の過半数はここで質問ができておつたと思う。みづからの非を責めないで、他人だけのことを言うことは私はおかしいと思ふ。委員長はなぜ十時半においでにならなかつたか。本日の委員会を午前中開くことが非常に困難であつたというのはどういうわけだ。委員長は責任じやないか。委員長はなぜここにおいでにならぬか。当局はどうして十時半に招集されたのに來なかつたか、この点をきつてきつてもらいたい。

○中井委員長 本委員長は十時少しく過ぎたときにこの委員会に参りました。私が少し早く出過ぎましたがために皆さんにおいでになりませんでした。それがために、他の重要な相談会がありまして、その方面に出席いたしました。委員長がこの委員会に多少遅れて参りましたことは事実であります。しかしながら、もとより委員長さしつかえのある場合においては理事の諸君がおられるのであり、その取扱ひの問題につきましては理事の諸君によくお頼みをしてございました。かりにその問題につきお一人か二人の質疑の時間が遅れましたらとて、ただいま何ゆ

えに法務委員会と本委員会との連合審査会を開かせざるを得ざるに至つたかという理由については、何らのかかり合せもないと思ひます。それゆゑに午前にできなかったことは午後になさればよろしいのであります。私は、本日は法務委員の皆さんの質疑を十分にさせていただきたいという趣旨で、夜にかけてこれを進めるつもりで参つております。しかるにみづから出ておいでにならぬ、こういうことである以上は、私といたしましてはいかんともすることができないのであります。さよう御了承願ひます。

〔大臣はどうしたとつぶやきあり〕
○小坂國務大臣 御指名でありますからお答えいたしますが、私は今朝は九時三十五分に登院いたしました。その後委員会の様子によつてはいつでも出席できる態勢を整えておりましたが、お呼び出しがないままにあのころ参りましたわけでありまして、

○門司委員 今当局の答弁があり、委員長の答弁がありました。十時半に招集されておれば十時半に來るのがあたりまえである。しかるに十時半になつてもこの委員会が開かれなかつたことは事実であります。同時に、大臣は九時半に來ておつたというが、どこに來ておつたか。委員会はここでやることになつております。九時半に來ておつて、だれか呼びに來れば出席するといふが、一体だれか催促しなければ來ないのですか。当局は定刻に來るべきである。催促が來なければ出ないといふ規則がどこにあるか。

○小坂國務大臣 委員長のお許しを得まして申し上げますが、私は待機をいたしておつたのであります。委員

が始まつたときには常に出る態勢を整えて、院内に待機いたしておつたのであります。

○門司委員 当局は委員会が開かれないうちに出席しなくてもいいというところがどこに書いてあるか。当委員会としては当局に定刻から開会すると通知してあるはずである。少くとも国会を重視するならば、当局は定刻には來ておつて、そつちが開くまで出てやらぬといふことはどこにあるか。そんなことをすれば、本日の会議はこれで打ち切つてもらいたい。

○小坂國務大臣 院内におりまして、始まる情勢があればいつでも出て來るということでは待機をいたしておつたのであります。しかし他にも國務がございまして、その方のかね合ひも見まされて、委員会の始まる情勢が察知せられればすぐ参る、こういう考え方で院内に待機をして、こういうこと

○門司委員 こういうことを御問答をしてもしょうがない。委員の出席は非常に悪い。従つて定足数に達しない場合は委員会と認めるわけには参りません。このまま散会していただきたいと思ひます。

○中井委員長 本委員会の定足数なしとの御発言があります以上、やむを得ませんから、本日はこの程度で散会いたします。

午後五時四分散会